

2020年3月

お客さま 各位

兵庫ひまわり信用組合

預金等規定の一部改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、下記のとおり2020年4月1日より預金等規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

※改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日 2020年4月1日（水）

2. 対象となる主な規定

- 預金共通規定
- 当座勘定規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- 総合口座取引規定
- 貯蓄預金規定
- 通知預金規定
- 納税準備預金規定
- 大口定期預金規定【自由金利型定期預金】
- スーパー定期規定【自由金利型定期預金（M型）】
- スーパー期日規定【期日指定定期預金】
- 変動金利定期預金規定
- 定期積金規定
- 振込規定
- でんさいサービス利用規定
- 法人インターネットバンキング利用規定
- 休眠預金等活用法に係る預金規定
- キャッシュカード・ローンカード規定

3. 主な改定内容

1) 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定

<p>○ 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化 (※下線部分を追加)</p>
<p>成年後見人等の届出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p><u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>○ 各規程変更時の周知方法等についての条項を新設</p>
<p>規定の変更</p> <p>(1) 本規定の各条項は、法令その他諸般の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 変更後の本規定は、前項の告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>規定の交付</p> <p>(1) 規定の交付について、印刷した規定の交付、もしくは電子メール等による配布、当組合ウェブサイトへの掲載等の方法により行うこととします。</p> <p>(2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。</p>
<p>○ 定期預金・定期積金の満期日前解約の取扱いの明確化 (※下線部分を追加)</p>
<p>解約、書替継続等 (※定期預金規定)</p> <p><u>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(以下の条項については、項番号を変更)</p>
<p>解約等 (※定期積金規定)</p> <p><u>(1) この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(以下の条項については、項番号を変更)</p>

2) 2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

<p>○ 取引制限に係る条項を新設</p>
<p>取引の制限等</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出のものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>
<p>○ 「解約等」条項を一部変更 (※下線部分が変更箇所)</p>
<p>解約等</p> <p>(1) 預積金口座を解約する場合には、通帳(証書)を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① 預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② 預積金の預金者が第11条第1項に違反した場合</p>

③預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金洗浄、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 第2項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約等の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

(4)～(5) 略

3) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の施行に伴う規定の新設

○ 「休眠預金等活用法に係る預金規定」を新設

休眠預金等活用法に係る預金規定

2018年1月1日に施行された『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)]において、同法第2条第2項に規定する預金等(以下「各種預金」という。)に該当するものについては、各種預金規程ならびに各種規程のほか、本規程にもとづきお取扱いたします。

1. 休眠預金等活用法に係る各種預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、定期積金

2. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当組合は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱いたします。

(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除く。)

(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限る)

(3) 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(各種預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限る。)

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと

(5) 預金者等からの残高の確認があったこと(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。))

(6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第2条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限る）。

④各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）

②初回満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

ア. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）

イ. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限る。）

ウ. 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限る。）

 a. 公告の対象となる預金であるかの該当性

 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

エ. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があつたこと。

オ. 預金者等からの残高の確認があつたこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。））

カ. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと

キ. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限る。）

③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと。

4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

（1）各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2）前項の場合、預金者等は、当組合を通じて各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3）預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除く。）が生じたこと

②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限る。）

③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）が行われたこと

④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（4）当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当組合が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上



兵庫ひまわり信用組合